

# 伴南児童館地域運営委員会会則

## (名称)

第1条 この会は、伴南児童館地域運営委員会という。

## (目的)

第2条 この会は、伴南小学校区における児童・生徒の健全育成を推進するとともに児童館を児童・生徒の健全育成活動や子育て支援拠点、さらに地域コミュニティ振興の場として活用するために、児童館運営への参画・活動を行うことを目的とする。

## (事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 児童館の管理運営に関する調査・研究
- (2) 児童・生徒の遊びの指導や見守り活動
- (3) 児童館を拠点にした事業や季節行事の企画・実施
- (4) 児童・生徒の健全育成に係る関係機関や各種団体との連絡・調整
- (5) ボランティアの育成や活動支援
- (6) 児童館開館時間外の利用調整
- (7) その他この会の目的を達成するために必要な事業

## (委員)

第4条 この会の委員は、別表に掲げる各種地域団体の関係者とする。

## (役員)

第5条 この会に、役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

## (役員を選出)

第6条 委員長と監査は、この会の委員の中から互選する。

- 2 その他の役員は、委員長が指名する。

## (役員職務)

第7条 委員長は、この会の業務を総括し、この会を代表する。

- 2 副委員長は、委員を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、この会の会計に関する事務を処理する。
- 4 監査は、この会の会計及び会務の執行状況を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置く。

2 顧問は、会議に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第10条 この会の会議は、必要に応じて委員長が召集するものとする。

2 議長は、委員長がこれに当たる。

3 会議の開催は、委員の過半数の出席(委任状を含む。)を要する。

4 この会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

5 委員長が必要と認めるときは、関係者に対し、会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(経費)

第11条 この会に要する経費は、各種地域団体からの協賛金、寄付金及び雑収入をもつて充てる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 この会の事務局は、伴南児童館に置く。

(会則の改正)

第14条 この会の会則は、この会の委員の3分の2以上の同意を得て改正する事ができる。

(委任規定)

第15条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則

1 この会則は、平成26年度11月1日から施行する。

2 この会の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から始まり、平成27年3月31日に終わる。